

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 【表紙】       |                                    |
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                             |
| 【提出日】      | 平成26年1月30日                         |
| 【計算期間】     | 第28特定期間（自 平成25年5月1日 至 平成25年10月31日） |
| 【ファンド名】    | 三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）           |
| 【発行者名】     | 三菱UFJ投信株式会社                        |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 後藤 俊夫                        |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号                  |
| 【事務連絡者氏名】  | 井上 靖                               |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号                  |
| 【電話番号】     | 03-6250-4740                       |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません                            |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分  | 補足分類       |
|---------|--------|-------------------|-------|------------|
| 単位型     | 国内     | 株式                | MMF   | インデックス型    |
|         | 海外     | 債券                |       |            |
|         |        | 不動産投信             | MR F  |            |
| 追加型     | 内外     | その他資産<br>( )      | E T F | 特殊型<br>( ) |
|         |        | 資産複合              |       |            |

属性区分表

| 投資対象資産       | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態  | 為替<br>ヘッジ | 対象<br>インデックス | 特殊型    |
|--------------|------|--------|-------|-----------|--------------|--------|
| 株式           | 年1回  | グローバル  | ファミリー | あり        | 日経225        | ブル・ベア型 |
| 一般           | 年2回  | 日本     | ファンド  | ( )       |              |        |
| 大型株          | 年4回  | 北米     |       |           | TOPIX        | 条件付運用型 |
| 中小型株         | 年6回  | 欧州     | ファンド・ | なし        |              |        |
| 債券           | (隔月) | アジア    | オブ・   |           | その他          | ロング・   |
| 一般           | 年12回 | オセアニア  | ファンズ  |           | ( )          | ショート型／ |
| 公債           | (毎月) | 中南米    |       |           |              | 絶対収益   |
| 社債           | 日々   | アフリカ   |       |           |              | 追求型    |
| その他債券        | その他  | 中近東    |       |           |              | その他    |
| クレジット        | ( )  | (中東)   |       |           |              | ( )    |
| 属性<br>(高格付債) |      | エマージング |       |           |              |        |
| 不動産投信        |      |        |       |           |              |        |
| その他資産<br>( ) |      |        |       |           |              |        |
| 資産複合<br>( )  |      |        |       |           |              |        |

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### 商品分類の定義

|         |                       |                                                                                                            |
|---------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 単位型                   | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。                                                         |
|         | 追加型                   | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。                                                      |
| 投資対象地域  | 国内                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                     |
|         | 海外                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                     |
|         | 内外                    | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                        |
| 投資対象資産  | 株式                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                        |
|         | 債券                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                        |
|         | 不動産投信（リート）            | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                               |
|         | その他資産                 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                        |
|         | 資産複合                  | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                       |
| 独立区分    | MMF（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。                                                              |
|         | MR F（マネー・リザーブ・ファンド）   | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。                                                             |
|         | E T F                 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類    | インデックス型               | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。                                                          |
|         | 特殊型                   | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。                                         |

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## 属性区分の定義

有価証券報告書（内国投資信託）

|            |          |                                      |                                                                                                                                               |
|------------|----------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資対象<br>資産 | 株式       | 一般                                   | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。                                                                                                               |
|            |          | 大型株                                  | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                          |
|            |          | 中小型株                                 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                         |
|            | 債券       | 一般                                   | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。                                                                                                            |
|            |          | 公債                                   | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。                                                         |
|            |          | 社債                                   | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                   |
|            |          | その他債券                                | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                 |
|            |          | クレジット属性                              | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
|            | 不動産投信    |                                      | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                        |
|            | その他資産    |                                      | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。                                                                                              |
| 資産複合       |          | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 |                                                                                                                                               |
| 決算頻度       | 年1回      | 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。      |                                                                                                                                               |
|            | 年2回      | 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。      |                                                                                                                                               |
|            | 年4回      | 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。      |                                                                                                                                               |
|            | 年6回（隔月）  | 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。      |                                                                                                                                               |
|            | 年12回（毎月） | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |                                                                                                                                               |
|            | 日々       | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。       |                                                                                                                                               |
|            | その他      | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。              |                                                                                                                                               |

|          |                   |                                                                                                                          |
|----------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資対象地域   | グローバル             | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                          |
|          | 日本                | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                          |
|          | 北米                | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                        |
|          | 欧州                | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                        |
|          | アジア               | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                  |
|          | オセアニア             | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                     |
|          | 中南米               | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                       |
|          | アフリカ              | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                      |
|          | 中近東（中東）           | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                       |
|          | エマージング            | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                     |
| 投資形態     | ファミリーファンド         | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。                                                         |
|          | ファンド・オブ・ファンズ      | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。                                                               |
| 為替ヘッジ    | あり                | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。                                                                       |
|          | なし                | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。                                                                 |
| 対象インデックス | 日経225             | 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。                                                                       |
|          | TOPIX             | 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。                                                                       |
|          | その他               | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。                                                                     |
| 特殊型      | ブル・ベア型            | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。                        |
|          | 条件付運用型            | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
|          | ロング・ショート型／絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。                                                |
|          | その他               | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。                                                              |

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### [ファンドの目的・特色]

**■ファンドの目的**

内外の短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、日々の元本の安定性に配慮し、安定した収益の確保をめざします。

**■ファンドの特色**

1

**短期公社債を中心に投資し、日々の元本の安定性に配慮しながら運用を行います。**

内外の短期公社債を中心に投資するほか、コール・ローン等の短期商品も組み入れて運用を行い、安定した収益の確保をめざします。

2

**購入・換金は、いつでもできます。**

なお、受益権の取得日は、購入の申込みと申込金の払込みの時期によって異なります。

1. 販売会社が、午後3時30分以前の販売会社が指定する時刻以前に購入代金を受領した場合は、購入申込受付日が取得日となります。
2. 販売会社が、午後3時30分以前の販売会社が指定する時刻を過ぎて購入代金を受領した場合は、購入申込受付日の翌営業日が取得日となります。

詳しくは販売会社にご確認ください。

3

**毎日決算を行い運用の実績に応じて分配します。**

収益分配金は、毎月まとめて再投資されます。

毎日決算を行い、運用収益（基準価額が元本を上回る金額）の全額を分配します。

収益分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分）をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、再投資されます。

また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**<主な投資制限>**

- ① 私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等への投資は行わないものとします。
- ② わが国の国債証券および政府保証付債券、適格有価証券および適格金融商品等を投資対象とし、それ以外のものへの投資は行いません。
- ③ 信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（有価証券等）の平均残存期間は90日を超えないものとします。有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。公社債の借入れの取引期間については、1年を超えないものとします。
- ④ 有価証券を取得する際における約定日から当該取得に係る受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- ⑤ 第一種適格有価証券、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。
- ⑦ 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記⑤および⑥の規定を適用しません。同一法人が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記⑤または⑥の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

## ※適格有価証券

投資することができる有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等から第三位（A格相当）以上の長期信用格付または第二位（A－2格相当）以上の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものをいいます。

## ※適格金融商品

指定金銭信託を除き、投資することができる金融商品のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品をいいます。

## ※第一種適格有価証券

適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位（AA格相当）以上の長期信用格付または最上位（A－1格相当）の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものをいいます。

## ※第二種適格有価証券

適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のものをいいます。

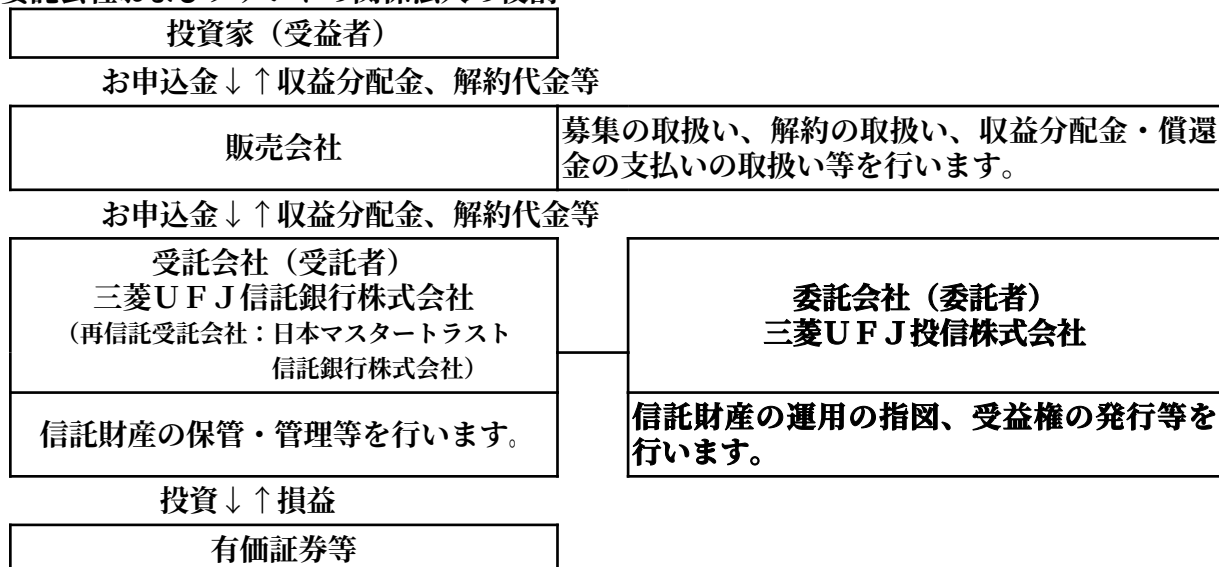
|                                       |
|---------------------------------------|
| 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 |
|---------------------------------------|

## (2) 【ファンドの沿革】

|            |                                                                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成11年11月1日 | 設定日、信託契約締結、運用開始                                                                                                        |
| 平成13年4月2日  | 名称を「パートナーズMRF（マネー・リザーブ・ファンド）」から「UFJパートナーズMRF（マネー・リザーブ・ファンド）」に変更                                                        |
| 平成17年10月1日 | ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継<br>名称を「UFJパートナーズMRF（マネー・リザーブ・ファンド）」から「三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」に変更 |

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ①委託会社およびファンドの関係法人の役割



## ②委託会社と関係法人との契約の概要

|                                     | 概要                                                                                                                      |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社と受託会社との契約<br>「信託契約」             | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。<br>なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約<br>「募集・販売の取扱い等に関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。                                                                 |

## ③委託会社の概況

- ・資本金  
2,000百万円（平成25年11月末現在）
- ・沿革
 

|          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| 平成9年5月   | 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始                       |
| 平成16年10月 | 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更 |
| 平成17年10月 | 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  |
- ・大株主の状況（平成25年11月末現在）

| 株主名                   | 住 所               | 所有株式数   | 所有比率  |
|-----------------------|-------------------|---------|-------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社         | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 62,050株 | 50.0% |
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 31,025株 | 25.0% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行         | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 31,023株 | 25.0% |

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。  
 内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。  
 私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行わないものとします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## （２）【投資対象】

投資することができる有価証券は、下記①に定める有価証券とします（①に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、１社以上の信用格付業者等（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の３第２項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）から第三位（Ａ格相当）以上の長期信用格付または第二位（Ａ－２格相当）以上の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。）。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

投資することができる金融商品は、下記②に定める金融商品とします（指定金銭信託を除き、②に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。）。

### ①有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）への投資は行いません。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）
- ５．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ６．コマーシャル・ペーパー
- ７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から６．の証券または証書の性質を有するもの
- ８．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- ９．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12．外国の者に対する権利で11．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．から５．までの証券ならびに７．の証券または証書のうち１．から５．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

### ②金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

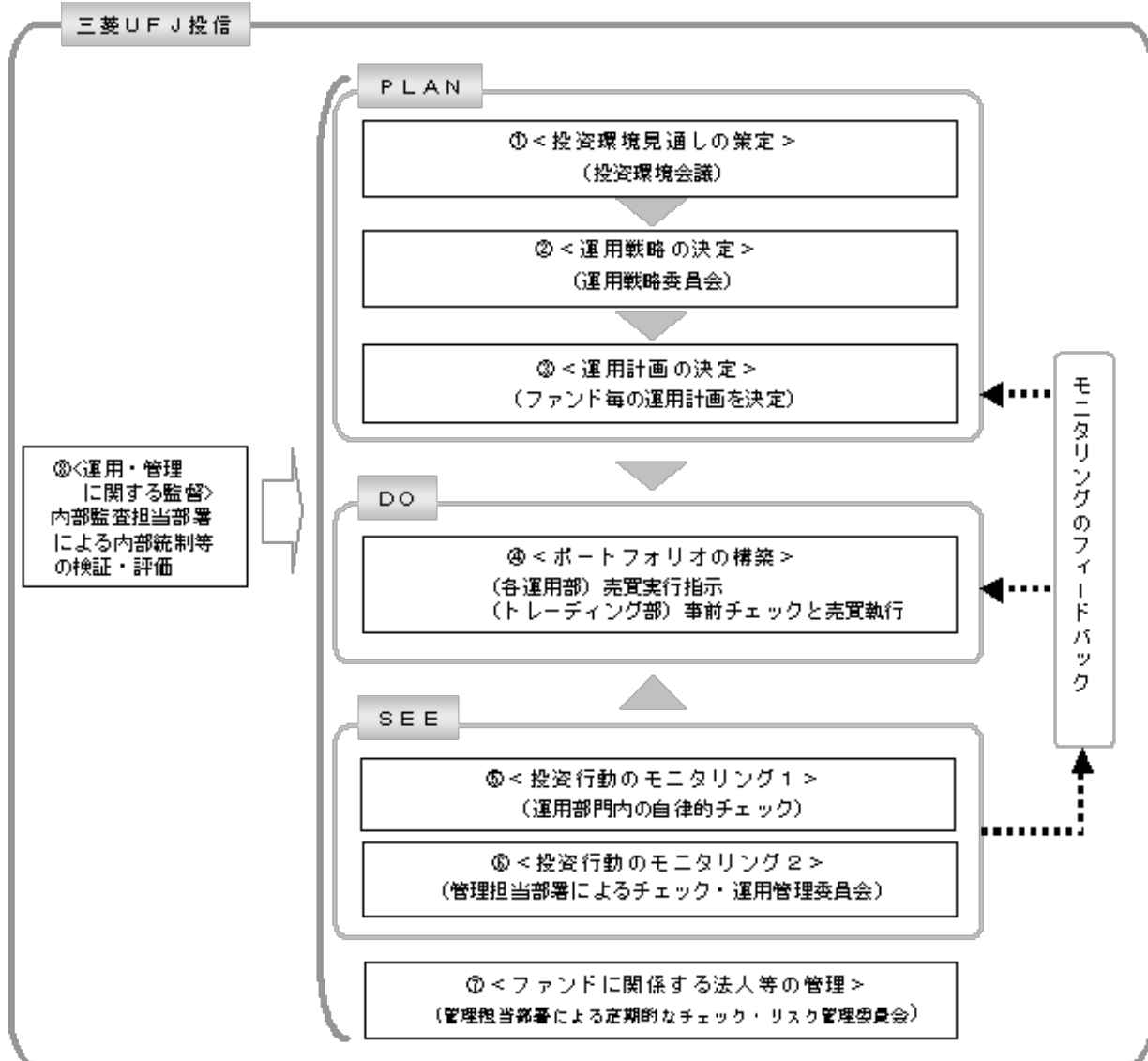
- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

### ③その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

## (3) 【運用体制】



## ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

## ②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

## ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

## ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

## ⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

## ⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

## ⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成26年１月31日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### （４）【分配方針】

①毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

日々の収益（元本超過額）の全額を分配します。

②収益（元本超過額）とは、下記の１．に掲げる収益等の合計額から下記の２．に掲げる経費等の合計額を控除して計算した金額をいいます。ただし、決算時において損失（下記の１．の合計額が下記の２．の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰り越すものとします。

１．毎計算期間における利子、貸付有価証券に係る品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

２．毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額、その他費用、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）

#### （５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。

②指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。

③信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が１年を超えないように投資します。

④⑭の規定に係る公社債の借入れの取引期間については、１年を超えないものとします。

④有価証券を取得する際における約定日から当該取得に係る受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

⑤適格有価証券のうち２社以上の信用格付業者等から第二位（AA格相当）以上の長期信用格付または最上位（A－1格相当）の短期信用格付を受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられているもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。下記⑥および⑧において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥適格有価証券のうち第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の５％以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の１％以下とします。

⑦上記⑤および⑥の組入制限には、⑭の規定による借入れ債券を含むものとします。

⑧適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が５営業日以内のものによる運用については、上記⑤および⑥の規定を適用しません。同一法人が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記⑤および⑥の規定を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25％以下とします。

- ⑨上記⑤、⑥、⑦および⑧に規定する組入比率に係る制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
- ⑩外貨建資産  
外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。
- ⑪投資信託証券  
投資信託証券への投資は行いません。
- ⑫信用取引  
信用取引の指図は行いません。
- ⑬外国為替予約取引  
委託会社は、円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却するものとします。
- ⑭公社債の借入れ
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  - a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  - 借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。
- ⑮資金の借入れ
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  - 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑯有価証券の貸付
- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸し付けることの指図をすることができます。ただし、当該貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - a. ただし書に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
  - 取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品に係る（2）投資対象の規定を準用します。
- ⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

### 3【投資リスク】

#### （1）投資リスク

当ファンドは、前述の通り、厳格な投資制限を設けて運用を行うことで組入債券の価格変動リスク等には細心の注意を払いますが、それによってリスクが完全に解消されるものではありません。

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

### ①市場リスク

#### （価格変動リスク）

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

### ②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

### ③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

### ※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

## （２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、

- ①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、
  - ②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、
- を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

### ①市場リスク

#### （価格変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

### ②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

### ③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 4【手数料等及び税金】

##### （１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

##### （２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

##### （３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年１％以内の率で次に掲げる率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期に係る信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの７日間の元本１万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に0.06を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年0.2％以下の場合には、年0.2％以内の率とし、かつ、当該年換算収益分配率が年１％未満の場合には、当該年換算収益分配率に0.2を乗じて得た率以内の率とします。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

| 委託会社                          | 販売会社（※）        | 受託会社                               |
|-------------------------------|----------------|------------------------------------|
| 信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率 | 信託報酬率に0.7を乗じた率 | 信託報酬率に0.0835を乗じた率（ただし、上限は年0.0167％） |

（※）販売会社の配分には、消費税等相当額が含まれます。

信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税率が８％になった場合、上記の配分は以下の通りとなります。

| 委託会社                          | 販売会社（※）         | 受託会社                               |
|-------------------------------|-----------------|------------------------------------|
| 信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率 | 信託報酬率に0.72を乗じた率 | 信託報酬率に0.0835を乗じた率（ただし、上限は年0.0167％） |

##### （４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

##### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに償還時の元本超過額については、次の通り課税されます。

## ①個人の受益者に対する課税

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉分離課税されます。

## ②法人の受益者に対する課税

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収されます。

ファンドはマル優制度の対象となっています。マル優制度利用の場合、ひとり元金350万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて、上記の税金はかかりません。ただし、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行えない場合があります。

## ◇マル優制度（少額貯蓄非課税制度）について

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）は、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度のことです。

障害者等とは、遺族基礎年金を受けることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

※上記は平成25年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

平成25年11月29日現在  
(単位：円)

| 資産の種類                    | 国／地域名 | 時価合計            | 投資比率(%) |
|--------------------------|-------|-----------------|---------|
| 国債証券                     | 日本    | 334,967,970,090 | 72.51   |
| コール・ローン、その他資産<br>(負債控除後) | —     | 127,017,759,454 | 27.49   |
| 純資産総額                    |       | 461,985,729,544 | 100.00  |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

平成25年11月29日現在

| 国／<br>地域 | 銘 柄         | 種類   | 業種 | 券面総額<br>(千円) | 上段：帳簿価額<br>下段：評 価 額 |                                  | 利率(%)<br>償還期限<br>(年/月/日) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----------|-------------|------|----|--------------|---------------------|----------------------------------|--------------------------|-----------------|
|          |             |      |    |              | 単価 (円)              | 金額 (円)                           |                          |                 |
| 日本       | 第413回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 45,000,000   | 99.98<br>99.9851    | 44,993,337,975<br>44,993,337,975 | —<br>2014/03/03          | 9.74            |
| 日本       | 第403回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 40,000,000   | 99.99<br>99.9916    | 39,996,655,760<br>39,996,655,760 | —<br>2014/01/20          | 8.66            |
| 日本       | 第392回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 30,000,000   | 99.99<br>99.9995    | 29,999,854,650<br>29,999,854,650 | —<br>2013/12/02          | 6.49            |
| 日本       | 第414回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 30,000,000   | 99.98<br>99.9898    | 29,996,940,000<br>29,996,940,000 | —<br>2014/03/10          | 6.49            |
| 日本       | 第405回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 30,000,000   | 99.98<br>99.9892    | 29,996,768,400<br>29,996,768,400 | —<br>2014/01/27          | 6.49            |
| 日本       | 第410回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 30,000,000   | 99.98<br>99.9876    | 29,996,287,680<br>29,996,287,680 | —<br>2014/02/24          | 6.49            |
| 日本       | 第407回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 30,000,000   | 99.98<br>99.9856    | 29,995,680,000<br>29,995,680,000 | —<br>2014/02/10          | 6.49            |
| 日本       | 第400回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 20,000,000   | 99.99<br>99.9934    | 19,998,697,680<br>19,998,697,680 | —<br>2014/01/14          | 4.33            |
| 日本       | 第409回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 20,000,000   | 99.98<br>99.9871    | 19,997,436,360<br>19,997,436,360 | —<br>2014/02/17          | 4.33            |
| 日本       | 第406回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 20,000,000   | 99.98<br>99.9870    | 19,997,412,740<br>19,997,412,740 | —<br>2014/02/03          | 4.33            |
| 日本       | 第393回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 15,000,000   | 99.99<br>99.9977    | 14,999,665,560<br>14,999,665,560 | —<br>2013/12/09          | 3.25            |
| 日本       | 第399回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 15,000,000   | 99.99<br>99.9974    | 14,999,613,345<br>14,999,613,345 | —<br>2014/01/09          | 3.25            |
| 日本       | 第397回国庫短期証券 | 国債証券 | —  | 10,000,000   | 99.99<br>99.9961    | 9,999,619,940<br>9,999,619,940   | —<br>2013/12/24          | 2.16            |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年11月29日現在

| 種類／業種別 | 投資比率(%) |
|--------|---------|
| 国債証券   | 72.51   |
| 合 計    | 72.51   |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

下記特定期間末日および平成25年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

|                                          | 純資産総額           | 基準価額<br>(1万口当たりの純資産価額) |
|------------------------------------------|-----------------|------------------------|
| 平成15年11月 1日～平成16年 4月30日<br>(平成16年 4月30日) | 262,404,145,075 | 10,000                 |
| 平成16年 5月 1日～平成16年10月31日<br>(平成16年10月31日) | 218,572,910,152 | 10,000                 |
| 平成16年11月 1日～平成17年 4月30日<br>(平成17年 4月30日) | 256,639,641,800 | 10,000                 |
| 平成17年 5月 1日～平成17年10月31日<br>(平成17年10月31日) | 346,532,210,195 | 10,000                 |
| 平成17年11月 1日～平成18年 4月30日<br>(平成18年 4月30日) | 411,668,674,944 | 10,000                 |
| 平成18年 5月 1日～平成18年10月31日<br>(平成18年10月31日) | 423,646,225,168 | 10,000                 |
| 平成18年11月 1日～平成19年 4月30日<br>(平成19年 4月30日) | 436,014,444,191 | 10,000                 |
| 平成19年 5月 1日～平成19年10月31日<br>(平成19年10月31日) | 280,450,619,483 | 10,000                 |
| 平成19年11月 1日～平成20年 4月30日<br>(平成20年 4月30日) | 250,629,788,799 | 10,000                 |
| 平成20年 5月 1日～平成20年10月31日<br>(平成20年10月31日) | 246,889,881,532 | 10,000                 |
| 平成20年11月 1日～平成21年 4月30日<br>(平成21年 4月30日) | 234,178,832,461 | 10,000                 |
| 平成21年 5月 1日～平成21年10月31日<br>(平成21年10月31日) | 225,162,120,839 | 10,000                 |
| 平成21年11月 1日～平成22年 4月30日<br>(平成22年 4月30日) | 237,370,716,528 | 10,000                 |
| 平成22年 5月 1日～平成22年10月31日<br>(平成22年10月31日) | 225,388,339,921 | 10,000                 |
| 平成22年11月 1日～平成23年 4月30日<br>(平成23年 4月30日) | 257,793,127,785 | 10,000                 |
| 平成23年 5月 1日～平成23年10月31日<br>(平成23年10月31日) | 254,744,993,509 | 10,000                 |
| 平成23年11月 1日～平成24年 4月30日<br>(平成24年 4月30日) | 295,318,013,642 | 10,000                 |
| 平成24年 5月 1日～平成24年10月31日<br>(平成24年10月31日) | 286,569,079,681 | 10,000                 |
| 平成24年11月 1日～平成25年 4月30日<br>(平成25年 4月30日) | 429,294,122,055 | 10,000                 |
| 平成25年 5月 1日～平成25年10月31日<br>(平成25年10月31日) | 422,590,859,845 | 10,000                 |
| 平成24年11月末日                               | 285,019,321,177 | 10,000                 |
| 12月末日                                    | 312,585,532,357 | 10,000                 |
| 平成25年 1月末日                               | 358,466,056,210 | 10,000                 |
| 2月末日                                     | 397,642,375,001 | 10,000                 |
| 3月末日                                     | 413,107,011,315 | 10,000                 |
| 4月末日                                     | 429,294,122,055 | 10,000                 |
| 5月末日                                     | 429,913,379,883 | 10,000                 |
| 6月末日                                     | 414,292,899,414 | 10,000                 |
| 7月末日                                     | 445,076,876,792 | 10,000                 |
| 8月末日                                     | 417,884,161,959 | 10,000                 |
| 9月末日                                     | 432,215,501,545 | 10,000                 |
| 10月末日                                    | 422,590,859,845 | 10,000                 |

|                   |                 |        |
|-------------------|-----------------|--------|
| 11月末日<br>(11月29日) | 461,985,729,544 | 10,000 |
|-------------------|-----------------|--------|

## ②【分配の推移】

|                         | 1万口当たりの分配金 |
|-------------------------|------------|
| 平成15年11月 1日～平成16年 4月30日 | 0円27銭1厘    |
| 平成16年 5月 1日～平成16年10月31日 | 0円28銭3厘    |
| 平成16年11月 1日～平成17年 4月30日 | 0円08銭8厘    |
| 平成17年 5月 1日～平成17年10月31日 | 0円04銭6厘    |
| 平成17年11月 1日～平成18年 4月30日 | 0円33銭3厘    |
| 平成18年 5月 1日～平成18年10月31日 | 8円82銭7厘    |
| 平成18年11月 1日～平成19年 4月30日 | 16円81銭3厘   |
| 平成19年 5月 1日～平成19年10月31日 | 23円54銭9厘   |
| 平成19年11月 1日～平成20年 4月30日 | 22円64銭4厘   |
| 平成20年 5月 1日～平成20年10月31日 | 23円53銭     |
| 平成20年11月 1日～平成21年 4月30日 | 13円46銭1厘   |
| 平成21年 5月 1日～平成21年10月31日 | 6円61銭9厘    |
| 平成21年11月 1日～平成22年 4月30日 | 5円12銭6厘    |
| 平成22年 5月 1日～平成22年10月31日 | 4円63銭9厘    |
| 平成22年11月 1日～平成23年 4月30日 | 4円40銭2厘    |
| 平成23年 5月 1日～平成23年10月31日 | 4円06銭2厘    |
| 平成23年11月 1日～平成24年 4月30日 | 3円92銭9厘    |
| 平成24年 5月 1日～平成24年10月31日 | 3円97銭2厘    |
| 平成24年11月 1日～平成25年 4月30日 | 3円65銭5厘    |
| 平成25年 5月 1日～平成25年10月31日 | 3円39銭1厘    |

## ③【収益率の推移】

|                         | 収益率（％） |
|-------------------------|--------|
| 平成15年11月 1日～平成16年 4月30日 | 0.00   |
| 平成16年 5月 1日～平成16年10月31日 | 0.00   |
| 平成16年11月 1日～平成17年 4月30日 | 0.00   |
| 平成17年 5月 1日～平成17年10月31日 | 0.00   |
| 平成17年11月 1日～平成18年 4月30日 | 0.00   |
| 平成18年 5月 1日～平成18年10月31日 | 0.08   |
| 平成18年11月 1日～平成19年 4月30日 | 0.16   |
| 平成19年 5月 1日～平成19年10月31日 | 0.23   |
| 平成19年11月 1日～平成20年 4月30日 | 0.22   |
| 平成20年 5月 1日～平成20年10月31日 | 0.23   |
| 平成20年11月 1日～平成21年 4月30日 | 0.13   |
| 平成21年 5月 1日～平成21年10月31日 | 0.06   |
| 平成21年11月 1日～平成22年 4月30日 | 0.05   |
| 平成22年 5月 1日～平成22年10月31日 | 0.04   |
| 平成22年11月 1日～平成23年 4月30日 | 0.04   |
| 平成23年 5月 1日～平成23年10月31日 | 0.04   |
| 平成23年11月 1日～平成24年 4月30日 | 0.03   |
| 平成24年 5月 1日～平成24年10月31日 | 0.03   |
| 平成24年11月 1日～平成25年 4月30日 | 0.03   |
| 平成25年 5月 1日～平成25年10月31日 | 0.03   |

(注) 「収益率」とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

## (4) 【設定及び解約の実績】

|                         | 設定口数              | 解約口数              | 発行済口数           |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 平成15年11月 1日～平成16年 4月30日 | 1,136,428,241,955 | 1,080,791,279,171 | 262,404,125,338 |
| 平成16年 5月 1日～平成16年10月31日 | 1,037,595,378,151 | 1,081,426,609,195 | 218,572,894,294 |
| 平成16年11月 1日～平成17年 4月30日 | 1,292,231,378,841 | 1,254,164,648,355 | 256,639,624,780 |

|                         |                   |                   |                 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 平成17年 5月 1日～平成17年10月31日 | 1,661,186,816,773 | 1,571,294,263,722 | 346,532,177,831 |
| 平成17年11月 1日～平成18年 4月30日 | 2,877,940,621,899 | 2,812,804,158,112 | 411,668,641,618 |
| 平成18年 5月 1日～平成18年10月31日 | 1,978,095,709,293 | 1,966,118,132,812 | 423,646,218,099 |
| 平成18年11月 1日～平成19年 4月30日 | 2,161,648,611,584 | 2,149,280,407,110 | 436,014,422,573 |
| 平成19年 5月 1日～平成19年10月31日 | 1,079,926,551,692 | 1,235,490,380,177 | 280,450,594,088 |
| 平成19年11月 1日～平成20年 4月30日 | 704,235,046,025   | 734,055,853,489   | 250,629,786,624 |
| 平成20年 5月 1日～平成20年10月31日 | 726,647,841,893   | 730,387,750,044   | 246,889,878,473 |
| 平成20年11月 1日～平成21年 4月30日 | 657,683,049,068   | 670,394,101,627   | 234,178,825,914 |
| 平成21年 5月 1日～平成21年10月31日 | 668,891,421,290   | 677,908,143,440   | 225,162,103,764 |
| 平成21年11月 1日～平成22年 4月30日 | 692,604,032,138   | 680,395,431,812   | 237,370,704,090 |
| 平成22年 5月 1日～平成22年10月31日 | 617,908,477,904   | 629,890,843,474   | 225,388,338,520 |
| 平成22年11月 1日～平成23年 4月30日 | 770,065,459,647   | 737,660,684,695   | 257,793,113,472 |
| 平成23年 5月 1日～平成23年10月31日 | 683,713,670,831   | 686,761,799,841   | 254,744,984,462 |
| 平成23年11月 1日～平成24年 4月30日 | 867,830,705,814   | 827,257,696,885   | 295,317,993,391 |
| 平成24年 5月 1日～平成24年10月31日 | 769,049,979,777   | 777,798,908,636   | 286,569,064,532 |
| 平成24年11月 1日～平成25年 4月30日 | 1,416,977,180,785 | 1,274,252,144,815 | 429,294,100,502 |
| 平成25年 5月 1日～平成25年10月31日 | 1,360,571,649,247 | 1,367,274,923,428 | 422,590,826,321 |

## [参考情報]

## 運用実績

## 1 7日間平均年換算利回り・純資産の推移(2003年11月28日～2013年11月29日)



・7日間平均年換算利回りは、税引前

## 2 主要な資産の状況(2013年11月29日現在)

| 種別構成               | 比率     | 組入上位銘柄 |             | 種別 | 比率   |
|--------------------|--------|--------|-------------|----|------|
| 国債                 | 72.5%  | 1      | 第413回国庫短期証券 | 国債 | 9.7% |
|                    |        | 2      | 第403回国庫短期証券 | 国債 | 8.7% |
|                    |        | 3      | 第392回国庫短期証券 | 国債 | 6.5% |
|                    |        | 4      | 第414回国庫短期証券 | 国債 | 6.5% |
|                    |        | 5      | 第405回国庫短期証券 | 国債 | 6.5% |
|                    |        | 6      | 第410回国庫短期証券 | 国債 | 6.5% |
|                    |        | 7      | 第407回国庫短期証券 | 国債 | 6.5% |
|                    |        | 8      | 第400回国庫短期証券 | 国債 | 4.3% |
| コールローン他<br>(負債控除後) | 27.5%  | 9      | 第409回国庫短期証券 | 国債 | 4.3% |
| 合計                 | 100.0% | 10     | 第406回国庫短期証券 | 国債 | 4.3% |

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

- ・ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込みの受付         | 原則として、いつでも申込みができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 申込単位           | 販売会社が定める単位<br>変額年金、変額保険の特別勘定による取得申込みについては、１円以上１円単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 申込価額           | 取得日の前日の基準価額<br>＜取得日＞<br>１．販売会社が、午後３時30分以前の販売会社が指定する時刻以前に申込代金を受領した場合は、申込受付日が取得日となります。<br>２．販売会社が、午後３時30分以前の販売会社が指定する時刻を過ぎて申込代金を受領した場合は、申込受付日の翌営業日が取得日となります。<br>詳しくは販売会社にてご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 申込価額の算出頻度      | 原則として、毎日計算されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 申込単位・申込価額の照会方法 | 申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。<br>また、下記においてもご照会いただけます。<br>三菱ＵＦＪ投信株式会社<br>お客様専用フリーダイヤル 0120-151034<br>(受付時間：毎営業日の9:00～17:00)<br>なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。<br>ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 申込手数料          | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 申込方法           | 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。<br>取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。<br>なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。<br>取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。<br>マル優制度（少額貯蓄非課税制度）を利用する場合、取得申込者はマル優の適格者である旨を確認できる公的書類を持参のうえ、「非課税貯蓄申込書」、「非課税貯蓄申告書」を提出するものとします。ただし、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行えない場合があります。                                                                                                                                                |
| 申込受付時間         | 販売会社が定める時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| その他            | <ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。</li> <li>販売会社は、午後３時30分以前の販売会社が指定する時刻以前に申込代金を受領しようとする場合において、前日の基準価額が１口当たり１円を下回っているときは、取得申込みを受け付けません。</li> <li>販売会社が、午後３時30分以前の販売会社が指定する時刻を過ぎて申込代金を受領した場合において、翌営業日の前日の基準価額が１口当たり１円を下回ったときは、原則として、それ以降最初に取得に係る基準価額が１口当たり１円となった日の基準価額による取得申込みとみなします。</li> <li>当月の最終営業日の前日の基準価額が１口当たり１円を下回ったときの分配金再投資に係る取得申込みは、原則として、それ以降最初に取得に係る基準価額が１口当たり１円となった日の基準価額による取得申込みとみなします。</li> </ul> |

### ２【換金（解約）手続等】

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 解約の受付 | 原則として、いつでも解約の請求ができます。 |
| 解約単位  | １口単位                  |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 解約価額      | 解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額<br>ただし、販売会社が受益者からの解約請求を正午以前に受け付けた場合で、当該受益者が解約代金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合における解約価額は、当該解約請求受付日の前日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 信託財産留保額   | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 解約価額の算出頻度 | 原則として、毎日計算されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 解約価額の照会方法 | 解約価額は、販売会社にてご確認ください。<br>なお、下記においてもご照会いただけます。<br>三菱UFJ投信株式会社<br>お客様専用フリーダイヤル 0120-151034<br>（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 支払開始日     | 原則として解約請求受付日の翌営業日から販売会社において支払います。<br>ただし、販売会社が受益者からの解約請求を正午以前に受け付けた場合で、当該受益者が解約代金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合は、解約請求受付日に販売会社において支払います。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 解約請求受付時間  | 販売会社が定める時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| その他       | 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求で、かつ解約請求受付日に解約代金の支払いを受けることを希望しない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、販売会社が、解約請求受付日に解約代金の支払いを受けることを希望しない場合の解約請求を受け付けたものとします。<br>委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。<br>受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 |

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準価額の算出方法 | 基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数<br>なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。<br>（注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。<br>（主な評価方法）<br>公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、買付約定日から受渡日の前日までの間は取得価額で評価し、当該受渡日から償還日の前日までの間は、取得価額と償還価額の差額を日割計算し日々計上することにより評価します。<br>外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買取相場の仲値により評価します。 |
| 基準価額の算出頻度 | 原則として、毎日計算されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準価額の照会方法 | <p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。<br/>         なお、下記においてもご照会いただけます。<br/>         三菱UFJ投信株式会社<br/>         お客様専用フリーダイヤル 0120-151034<br/>         （受付時間：毎営業日の9:00～17:00）<br/>         ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a></p> |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (2) 【保管】

|         |             |
|---------|-------------|
| 受益証券の保管 | 該当事項はありません。 |
|---------|-------------|

## (3) 【信託期間】

|      |                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 信託期間 | <p>平成11年11月1日から無期限<br/>         ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。</p> |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|

## (4) 【計算期間】

|      |           |
|------|-----------|
| 計算期間 | 信託期間中の各1日 |
|------|-----------|

## (5) 【その他】

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファンドの償還条件等        | <p>委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合</li> <li>・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。<br/>         委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。</p> |
| 信託約款の変更           | <p>委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。<br/>         委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。</p>                                                                                                                                                      |
| ファンドの償還等に関する開示方法  | <p>委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。</p>                                                                                                                                           |
| 異議申立ておよび反対者の買取請求権 | <p>受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。</p>      |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関係法人との契約の更改           | 委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。                                                                                                                         |
| 運用報告書の作成              | 投資信託及び投資法人に関する法律により、当ファンドの運用報告書の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社にてご確認ください。<br>なお、下記においてもご照会いただけます。<br>三菱UFJ投信株式会社<br>お客様専用フリーダイヤル 0120-151034<br>(受付時間：毎営業日の9:00～17:00)<br>ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> |
| 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い | 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。                                                                                                              |
| 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い    | 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。                                  |
| 信託事務処理の再信託            | 受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。                                                                                                                               |
| 公告                    | 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<br><a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a><br>なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。                                                                  |

#### 4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

|              |                                                                                                                                                                                                              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収益分配金に対する請求権 | 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。<br>・収益分配金は、原則として、課税後、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめて、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、累積投資契約を解除するときあるいは償還時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| 償還金に対する請求権   | 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。<br>・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。<br>・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。<br>・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。                                |
| 換金（解約）請求権    | 受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。<br>・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。<br>(「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。)                                                                                                              |

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年5月1日から平成25年10月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1 【財務諸表】

三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 前期<br>[ 平成25年4月30日現在 ] | 当期<br>[ 平成25年10月31日現在 ] |
|-----------------|------------------------|-------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                        |                         |
| 流動資産            |                        |                         |
| 金銭信託            | 419,872                | 970,256                 |
| コール・ローン         | 149,330,000,000        | 113,617,000,000         |
| 国債証券            | 239,973,097,705        | 334,968,369,770         |
| 現先取引勘定          | 39,991,120,000         | 3,999,324,000           |
| 未収利息            | 366,293                | 195,818                 |
| 流動資産合計          | 429,295,003,870        | 452,585,859,844         |
| 資産合計            | 429,295,003,870        | 452,585,859,844         |
| <b>負債の部</b>     |                        |                         |
| 流動負債            |                        |                         |
| 未払金             | —                      | 29,994,180,000          |
| 未払収益分配金         | 729,799                | 676,145                 |
| 未払受託者報酬         | 11,761                 | 11,578                  |
| 未払委託者報酬         | 134,081                | 126,198                 |
| その他未払費用         | 6,174                  | 6,078                   |
| 流動負債合計          | 881,815                | 29,994,999,999          |
| 負債合計            | 881,815                | 29,994,999,999          |
| <b>純資産の部</b>    |                        |                         |
| 元本等             |                        |                         |
| 元本              | ※1 429,294,100,502     | ※1 422,590,826,321      |
| 剰余金             |                        |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 21,553                 | 33,524                  |
| 元本等合計           | 429,294,122,055        | 422,590,859,845         |
| 純資産合計           | 429,294,122,055        | 422,590,859,845         |
| 負債純資産合計         | 429,295,003,870        | 452,585,859,844         |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                    | 前期<br>自 平成24年11月 1日<br>至 平成25年 4月30日 | 当期<br>自 平成25年 5月 1日<br>至 平成25年10月31日 |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益               |                                      |                                      |
| 受取利息               | 67,351,176                           | 48,000,205                           |
| 有価証券売買等損益          | 89,084,760                           | 130,016,065                          |
| その他収益              | 330,655                              | —                                    |
| 営業収益合計             | 156,766,591                          | 178,016,270                          |
| 営業費用               |                                      |                                      |
| 受託者報酬              | 2,179,530                            | 2,459,274                            |
| 委託者報酬              | 23,842,369                           | 26,934,774                           |
| その他費用              | 965,588                              | 1,151,368                            |
| 営業費用合計             | 26,987,487                           | 30,545,416                           |
| 営業利益               | 129,779,104                          | 147,470,854                          |
| 経常利益               | 129,779,104                          | 147,470,854                          |
| 当期純利益              | 129,779,104                          | 147,470,854                          |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | —                                    | —                                    |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）    | 15,149                               | 21,553                               |
| 分配金                | ※1 129,772,700                       | ※1 147,458,883                       |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）    | 21,553                               | 33,524                               |

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br/>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br/>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br/>適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (貸借対照表に関する注記)

|                             | 前期<br>[ 平成25年4月30日現在 ] | 当期<br>[ 平成25年10月31日現在 ] |
|-----------------------------|------------------------|-------------------------|
| ※ 1 期首元本額                   | 286,569,064,532円       | 429,294,100,502円        |
| 期中追加設定元本額                   | 1,416,977,180,785円     | 1,360,571,649,247円      |
| 期中一部解約元本額                   | 1,274,252,144,815円     | 1,367,274,923,428円      |
| 2 受益権の総数                    | 429,294,100,502口       | 422,590,826,321口        |
| 3 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.0000円<br>(10,000円)   | 1.0000円<br>(10,000円)    |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期（自 平成24年11月1日 至 平成25年4月30日）

## ※ 1 分配金の計算過程

日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。

なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は129,794,253円、分配金額の合計額は129,772,700円であります。

当期（自 平成25年5月1日 至 平成25年10月31日）

## ※ 1 分配金の計算過程

日々決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を収益分配金に充当しております。

なお、当特定期間に係る分配対象収益の合計額は147,492,407円、分配金額の合計額は147,458,883円であります。

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

| 区 分                     | 前期<br>( 自 平成24年11月 1日<br>至 平成25年 4月30日 )                                                                                                                                                       | 当期<br>( 自 平成25年 5月 1日<br>至 平成25年10月31日 ) |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                        | 同 左                                      |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。                                                                                                                  | 同 左                                      |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制        | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | 同 左                                      |

## 2 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                 | 前期<br>[ 平成25年4月30日現在 ]                                 | 当期<br>[ 平成25年10月31日現在 ] |
|---------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。                                 | 同 左                     |
| 2 時価の算定方法           | (1) 有価証券<br>売買目的有価証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 | 同 左                     |

|                           |                                                                                                                       |     |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | (2) デリバティブ取引<br>該当事項はありません。                                                                                           | 同 左 |
|                           | (3) 上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。                               | 同 左 |
|                           | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同 左 |

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

| 種 類  | 前期<br>[ 平成25年4月30日現在 ] | 当期<br>[ 平成25年10月31日現在 ] |
|------|------------------------|-------------------------|
|      | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)  | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)   |
| 国債証券 | 505,595                | 634,065                 |
| 合計   | 505,595                | 634,065                 |

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種 類  | 銘 柄         | 券面総額            | 評 価 額           | 備 考 |
|------|-------------|-----------------|-----------------|-----|
| 国債証券 | 第385回国庫短期証券 | 30,000,000,000  | 29,999,692,560  |     |
|      | 第387回国庫短期証券 | 20,000,000,000  | 19,999,502,460  |     |
|      | 第389回国庫短期証券 | 30,000,000,000  | 29,998,737,840  |     |
|      | 第391回国庫短期証券 | 45,000,000,000  | 44,997,375,420  |     |
|      | 第392回国庫短期証券 | 30,000,000,000  | 29,997,771,000  |     |
|      | 第393回国庫短期証券 | 15,000,000,000  | 14,998,590,240  |     |
|      | 第397回国庫短期証券 | 10,000,000,000  | 9,999,161,160   |     |
|      | 第399回国庫短期証券 | 15,000,000,000  | 14,999,333,640  |     |
|      | 第400回国庫短期証券 | 20,000,000,000  | 19,997,859,000  |     |
|      | 第403回国庫短期証券 | 40,000,000,000  | 39,994,754,520  |     |
|      | 第405回国庫短期証券 | 30,000,000,000  | 29,995,152,810  |     |
|      | 第406回国庫短期証券 | 20,000,000,000  | 19,996,259,120  |     |
|      | 第407回国庫短期証券 | 30,000,000,000  | 29,994,180,000  |     |
|      | 国債証券 小計     | 335,000,000,000 | 334,968,369,770 |     |
| 合計   |             | 335,000,000,000 | 334,968,369,770 |     |

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】  
【純資産額計算書】

平成25年11月29日現在  
(単位：円)

|                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| I 資産総額               | 491,983,504,597             |
| II 負債総額              | 29,997,775,053              |
| III 純資産総額（I－II）      | 461,985,729,544             |
| IV 発行済口数             | 461,985,702,620 口           |
| V 1口当たり純資産価額（III／IV） | 1.0000<br>( 1万口当たり 10,000 ) |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### （4）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額等

平成25年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

##### （2）委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### ②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### ⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### ⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年11月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。平成25年11月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類       | 本 数（本） | 純資産総額（百万円） |
|------------|--------|------------|
| 追加型株式投資信託  | 458    | 6,774,026  |
| 追加型公社債投資信託 | 18     | 730,027    |
| 単位型株式投資信託  | 11     | 249,284    |
| 単位型公社債投資信託 | 5      | 184,203    |
| 合 計        | 492    | 7,937,539  |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### （１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### （２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度に係る中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

|            | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) |            | 第28期<br>(平成25年3月31日現在) |            |
|------------|------------------------|------------|------------------------|------------|
| (資産の部)     |                        |            |                        |            |
| 流動資産       |                        |            |                        |            |
| 現金及び預金     | ※2                     | 14,298,590 | ※2                     | 22,261,065 |
| 有価証券       | ※2                     | 8,000,000  | ※2                     | 8,000,000  |
| 前払費用       |                        | 154,925    |                        | 159,117    |
| 未収入金       |                        | 13,813     |                        | 5,504      |
| 未収委託者報酬    |                        | 3,977,324  |                        | 4,489,181  |
| 未収収益       | ※2                     | 42,563     | ※2                     | 47,936     |
| 繰延税金資産     |                        | 339,052    |                        | 402,791    |
| 金銭の信託      | ※2                     | 30,000     | ※2                     | 30,000     |
| その他        |                        | 27,621     |                        | 39,167     |
| 流動資産合計     |                        | 26,883,891 |                        | 35,434,764 |
| 固定資産       |                        |            |                        |            |
| 有形固定資産     |                        |            |                        |            |
| 建物         | ※1                     | 281,399    | ※1                     | 270,058    |
| 器具備品       | ※1                     | 177,757    | ※1                     | 171,754    |
| 土地         |                        | 1,205,031  |                        | 1,205,031  |
| 有形固定資産合計   |                        | 1,664,188  |                        | 1,646,844  |
| 無形固定資産     |                        |            |                        |            |
| 電話加入権      |                        | 15,822     |                        | 15,822     |
| ソフトウェア     |                        | 881,368    |                        | 857,424    |
| ソフトウェア仮勘定  |                        | 402,721    |                        | 430,432    |
| その他        |                        | 24         |                        | —          |
| 無形固定資産合計   |                        | 1,299,937  |                        | 1,303,679  |
| 投資その他の資産   |                        |            |                        |            |
| 投資有価証券     |                        | 14,456,313 |                        | 15,689,317 |
| 関係会社株式     |                        | 320,136    |                        | 320,136    |
| 長期性預金      | ※2                     | 8,500,000  | ※2                     | 3,500,000  |
| 長期差入保証金    | ※2                     | 837,456    | ※2                     | 825,804    |
| 繰延税金資産     |                        | 139,650    |                        | —          |
| その他        |                        | 15,035     |                        | 15,035     |
| 投資その他の資産合計 |                        | 24,268,591 |                        | 20,350,294 |
| 固定資産合計     |                        | 27,232,718 |                        | 23,300,818 |
| 資産合計       |                        | 54,116,609 |                        | 58,735,583 |

(単位：千円)

|            | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) | 第28期<br>(平成25年3月31日現在) |
|------------|------------------------|------------------------|
| (負債の部)     |                        |                        |
| 流動負債       |                        |                        |
| 預り金        | 79,079                 | 75,221                 |
| 未払金        |                        |                        |
| 未払収益分配金    | 185,817                | 33,936                 |
| 未払償還金      | 1,159,445              | 1,004,879              |
| 未払手数料      | ※2 1,557,726           | ※2 1,761,746           |
| その他未払金     | 50,899                 | 84,763                 |
| 未払費用       | ※2 1,174,572           | ※2 1,333,574           |
| 未払消費税等     | 63,602                 | 128,077                |
| 未払法人税等     | 1,532,874              | 1,686,070              |
| 賞与引当金      | 520,000                | 594,000                |
| その他        | 278,521                | 348,389                |
| 流動負債合計     | 6,602,539              | 7,050,661              |
| 固定負債       |                        |                        |
| 退職給付引当金    | 119,902                | 119,776                |
| 役員退職慰労引当金  | 49,735                 | 65,103                 |
| 時効後支払損引当金  | 195,228                | 201,877                |
| 繰延税金負債     | —                      | 251,776                |
| 固定負債合計     | 364,866                | 638,533                |
| 負債合計       | 6,967,405              | 7,689,194              |
| (純資産の部)    |                        |                        |
| 株主資本       |                        |                        |
| 資本金        | 2,000,131              | 2,000,131              |
| 資本剰余金      |                        |                        |
| 資本準備金      | 222,096                | 222,096                |
| 資本剰余金合計    | 222,096                | 222,096                |
| 利益剰余金      |                        |                        |
| 利益準備金      | 342,589                | 342,589                |
| その他利益剰余金   |                        |                        |
| 別途積立金      | 6,998,000              | 6,998,000              |
| 繰越利益剰余金    | 36,863,331             | 39,686,216             |
| 利益剰余金合計    | 44,203,921             | 47,026,806             |
| 株主資本合計     | 46,426,148             | 49,249,033             |
| 評価・換算差額等   |                        |                        |
| その他有価証券    | 723,054                | 1,797,355              |
| 評価差額金      |                        |                        |
| 評価・換算差額等合計 | 723,054                | 1,797,355              |
| 純資産合計      | 47,149,203             | 51,046,388             |
| 負債純資産合計    | 54,116,609             | 58,735,583             |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|             | 第27期<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) | 第28期<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益        |                                       |                                       |
| 委託者報酬       | 47,476,170                            | 48,411,166                            |
| 投資顧問料       | 15,335                                | 13,601                                |
| その他営業収益     | 153,305                               | 138,788                               |
| 営業収益合計      | 47,644,812                            | 48,563,556                            |
| 営業費用        |                                       |                                       |
| 支払手数料       | ※2 19,292,904                         | ※2 19,724,426                         |
| 広告宣伝費       | 516,886                               | 543,508                               |
| 公告費         | 7,961                                 | 1,748                                 |
| 調査費         |                                       |                                       |
| 調査費         | 909,999                               | 942,478                               |
| 委託調査費       | 9,975,300                             | 10,699,987                            |
| 事務委託費       | 306,137                               | 242,537                               |
| 営業雑経費       |                                       |                                       |
| 通信費         | 90,066                                | 89,308                                |
| 印刷費         | 400,552                               | 443,177                               |
| 協会費         | 40,636                                | 39,963                                |
| 諸会費         | 7,593                                 | 7,621                                 |
| 事務機器関連費     | 958,507                               | 971,457                               |
| その他営業雑経費    | 16,396                                | 8,989                                 |
| 営業費用合計      | 32,522,943                            | 33,715,204                            |
| 一般管理費       |                                       |                                       |
| 給料          |                                       |                                       |
| 役員報酬        | 202,812                               | 198,915                               |
| 給料・手当       | 3,623,556                             | 3,740,875                             |
| 賞与引当金繰入     | 520,000                               | 594,000                               |
| 福利厚生費       | 520,897                               | 593,073                               |
| 交際費         | 26,743                                | 23,259                                |
| 旅費交通費       | 153,892                               | 139,968                               |
| 租税公課        | 102,255                               | 115,450                               |
| 不動産賃借料      | 698,539                               | 699,860                               |
| 退職給付費用      | 142,883                               | 162,650                               |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 22,805                                | 19,007                                |
| 固定資産減価償却費   | 481,601                               | 442,844                               |
| 諸経費         | 247,162                               | 270,874                               |
| 一般管理費合計     | 6,743,148                             | 7,000,782                             |
| 営業利益        | 8,378,719                             | 7,847,569                             |

(単位：千円)

|              | 第27期<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) | 第28期<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益        |                                       |                                       |
| 受取配当金        | 153,215                               | 213,088                               |
| 有価証券利息       | ※2 8,160                              | ※2 6,698                              |
| 受取利息         | ※2 25,661                             | ※2 25,684                             |
| 投資有価証券償還益    | 1,876                                 | 6,072                                 |
| 収益分配金等時効完成分  | 318,285                               | 412,323                               |
| その他          | 7,856                                 | 1,935                                 |
| 営業外収益合計      | 515,056                               | 665,802                               |
| 営業外費用        |                                       |                                       |
| 投資有価証券償還損    | —                                     | 8,689                                 |
| 時効後支払損引当金繰入  | 15,288                                | 16,881                                |
| 事務過誤費        | 7,845                                 | 186                                   |
| その他          | 82                                    | 45                                    |
| 営業外費用合計      | 23,216                                | 25,802                                |
| 経常利益         | 8,870,559                             | 8,487,569                             |
| 特別利益         |                                       |                                       |
| 投資有価証券売却益    | 150,103                               | 334,775                               |
| 特別利益合計       | 150,103                               | 334,775                               |
| 特別損失         |                                       |                                       |
| 投資有価証券売却損    | 153,276                               | 32,155                                |
| 関係会社株式売却損    | 13,563                                | —                                     |
| 投資有価証券評価損    | 1,925                                 | —                                     |
| 固定資産除却損      | ※1 17,034                             | ※1 253                                |
| その他          | 412                                   | —                                     |
| 特別損失合計       | 186,212                               | 32,409                                |
| 税引前当期純利益     | 8,834,449                             | 8,789,934                             |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,510,046                             | 3,441,310                             |
| 法人税等調整額      | 175,067                               | △55,499                               |
| 法人税等合計       | 3,685,113                             | 3,385,811                             |
| 当期純利益        | 5,149,336                             | 5,404,123                             |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

|              | 第27期<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) | 第28期<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 株主資本         |                                       |                                       |
| 資本金          |                                       |                                       |
| 当期首残高        | 2,000,131                             | 2,000,131                             |
| 当期変動額        |                                       |                                       |
| 当期変動額合計      | —                                     | —                                     |
| 当期末残高        | 2,000,131                             | 2,000,131                             |
| 資本剰余金        |                                       |                                       |
| 資本準備金        |                                       |                                       |
| 当期首残高        | 222,096                               | 222,096                               |
| 当期変動額        |                                       |                                       |
| 当期変動額合計      | —                                     | —                                     |
| 当期末残高        | 222,096                               | 222,096                               |
| 資本剰余金合計      |                                       |                                       |
| 当期首残高        | 222,096                               | 222,096                               |
| 当期変動額        |                                       |                                       |
| 当期変動額合計      | —                                     | —                                     |
| 当期末残高        | 222,096                               | 222,096                               |
| 利益剰余金        |                                       |                                       |
| 利益準備金        |                                       |                                       |
| 当期首残高        | 342,589                               | 342,589                               |
| 当期変動額        |                                       |                                       |
| 当期変動額合計      | —                                     | —                                     |
| 当期末残高        | 342,589                               | 342,589                               |
| その他利益剰余金     |                                       |                                       |
| 別途積立金        |                                       |                                       |
| 当期首残高        | 6,998,000                             | 6,998,000                             |
| 当期変動額        |                                       |                                       |
| 当期変動額合計      | —                                     | —                                     |
| 当期末残高        | 6,998,000                             | 6,998,000                             |
| 繰越利益剰余金      |                                       |                                       |
| 当期首残高        | 34,903,313                            | 36,863,331                            |
| 当期変動額        |                                       |                                       |
| 剰余金の配当       | △3,189,318                            | △2,581,238                            |
| 当期純利益        | 5,149,336                             | 5,404,123                             |
| 当期変動額合計      | 1,960,017                             | 2,822,884                             |
| 当期末残高        | 36,863,331                            | 39,686,216                            |
| 利益剰余金合計      |                                       |                                       |
| 当期首残高        | 42,243,903                            | 44,203,921                            |
| 当期変動額        |                                       |                                       |
| 剰余金の配当       | △3,189,318                            | △2,581,238                            |
| 当期純利益        | 5,149,336                             | 5,404,123                             |
| 当期変動額合計      | 1,960,017                             | 2,822,884                             |
| 当期末残高        | 44,203,921                            | 47,026,806                            |
| 株主資本合計       |                                       |                                       |
| 当期首残高        | 44,466,131                            | 46,426,148                            |
| 当期変動額        |                                       |                                       |
| 剰余金の配当       | △3,189,318                            | △2,581,238                            |
| 当期純利益        | 5,149,336                             | 5,404,123                             |
| 当期変動額合計      | 1,960,017                             | 2,822,884                             |
| 当期末残高        | 46,426,148                            | 49,249,033                            |
| 評価・換算差額等     |                                       |                                       |
| その他有価証券評価差額金 |                                       |                                       |
| 当期首残高        | 391,537                               | 723,054                               |

|                     |            |            |
|---------------------|------------|------------|
| 当期変動額               |            |            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 331,516    | 1,074,300  |
| 当期変動額合計             | 331,516    | 1,074,300  |
| 当期末残高               | 723,054    | 1,797,355  |
| 評価・換算差額等合計          |            |            |
| 当期首残高               | 391,537    | 723,054    |
| 当期変動額               |            |            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 331,516    | 1,074,300  |
| 当期変動額合計             | 331,516    | 1,074,300  |
| 当期末残高               | 723,054    | 1,797,355  |
| 純資産合計               |            |            |
| 当期首残高               | 44,857,668 | 47,149,203 |
| 当期変動額               |            |            |
| 剰余金の配当              | △3,189,318 | △2,581,238 |
| 当期純利益               | 5,149,336  | 5,404,123  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 331,516    | 1,074,300  |
| 当期変動額合計             | 2,291,534  | 3,897,185  |
| 当期末残高               | 47,149,203 | 51,046,388 |

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## (未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

## (1)概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

## (2)適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

## (貸借対照表関係)

## ※1.有形固定資産の減価償却累計額

|      | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) | 第28期<br>(平成25年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 建物   | 208,976千円              | 233,990千円              |
| 器具備品 | 294,294千円              | 351,481千円              |

## ※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|         | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) | 第28期<br>(平成25年3月31日現在) |
|---------|------------------------|------------------------|
| 預金      | 11,773,728千円           | 19,410,015千円           |
| 有価証券    | 8,000,000千円            | 8,000,000千円            |
| 未収収益    | 42,563千円               | 40,120千円               |
| 金銭の信託   | 30,000千円               | 30,000千円               |
| 長期性預金   | 8,500,000千円            | 3,500,000千円            |
| 長期差入保証金 | 828,908千円              | 816,823千円              |
| 未払手数料   | 851,491千円              | 927,107千円              |
| 未払費用    | 135,926千円              | 148,712千円              |

## (損益計算書関係)

## ※1.固定資産除却損の内訳

|        | 第27期<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) | 第28期<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 器具備品   | 1,144千円                               | 253千円                                 |
| ソフトウェア | 15,890千円                              | —                                     |
| 計      | 17,034千円                              | 253千円                                 |

## ※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|        | 第27期<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) | 第28期<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 支払手数料  | 10,760,427千円                          | 10,230,968千円                          |
| 有価証券利息 | 6,532千円                               | 5,170千円                               |
| 受取利息   | 25,661千円                              | 25,684千円                              |

## （株主資本等変動計算書関係）

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 124,098           | —                 | —                 | 124,098          |
| 合計    | 124,098           | —                 | —                 | 124,098          |

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- |   |          |             |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額   | 3,189,318千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 25,700円     |
| ③ | 基準日      | 平成23年3月31日  |
| ④ | 効力発生日    | 平成23年6月30日  |

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- |   |          |             |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額   | 2,581,238千円 |
| ② | 配当の原資    | 利益剰余金       |
| ③ | 1株当たり配当額 | 20,800円     |
| ④ | 基準日      | 平成24年3月31日  |
| ⑤ | 効力発生日    | 平成24年6月27日  |

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 124,098           | —                 | —                 | 124,098          |
| 合計    | 124,098           | —                 | —                 | 124,098          |

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- |   |          |             |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額   | 2,581,238千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 20,800円     |
| ③ | 基準日      | 平成24年3月31日  |
| ④ | 効力発生日    | 平成24年6月27日  |

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- |   |          |             |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額   | 2,705,336千円 |
| ② | 配当の原資    | 利益剰余金       |
| ③ | 1株当たり配当額 | 21,800円     |
| ④ | 基準日      | 平成25年3月31日  |
| ⑤ | 効力発生日    | 平成25年6月25日  |

## （金融商品関係）

## 1.金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

### 第27期（平成24年3月31日現在）

|             | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円） |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金  | 14,298,590       | 14,298,590 | —      |
| (2) 有価証券    | 8,000,000        | 8,000,000  | —      |
| (3) 未収委託者報酬 | 3,977,324        | 3,977,324  | —      |
| (4) 長期性預金   | 8,500,000        | 8,509,886  | 9,886  |
| (5) 投資有価証券  | 14,417,413       | 14,417,413 | —      |
| 資産計         | 49,193,328       | 49,203,214 | 9,886  |
| (1) 未払手数料   | 1,557,726        | 1,557,726  | —      |
| (2) 未払法人税等  | 1,532,874        | 1,532,874  | —      |
| 負債計         | 3,090,600        | 3,090,600  | —      |

### 第28期（平成25年3月31日現在）

|             | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円） |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金  | 22,261,065       | 22,261,065 | —      |
| (2) 有価証券    | 8,000,000        | 8,000,000  | —      |
| (3) 未収委託者報酬 | 4,489,181        | 4,489,181  | —      |
| (4) 長期性預金   | 3,500,000        | 3,505,795  | 5,795  |
| (5) 投資有価証券  | 15,650,417       | 15,650,417 | —      |
| 資産計         | 53,900,663       | 53,906,459 | 5,795  |
| (1) 未払手数料   | 1,761,746        | 1,761,746  | —      |
| (2) 未払法人税等  | 1,686,070        | 1,686,070  | —      |
| 負債計         | 3,447,816        | 3,447,816  | —      |

### （注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

#### (4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

#### (5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

#### 負 債

#### (1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) | 第28期<br>(平成25年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式  | 38,900                 | 38,900                 |
| 子会社株式  | 160,600                | 160,600                |
| 関連会社株式 | 159,536                | 159,536                |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期（平成24年3月31日現在）

(単位：千円)

|                   | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超      |
|-------------------|------------|-------------|--------------|-----------|
| 現金及び預金            | 14,298,590 | —           | —            | —         |
| 未収委託者報酬           | 3,977,324  | —           | —            | —         |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |             |              |           |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |             |              |           |
| 譲渡性預金             | 8,000,000  | —           | —            | —         |
| 投資信託              | —          | 3,168,056   | 4,412,092    | 2,183,060 |
| 長期性預金             | —          | 8,500,000   | —            | —         |
| 合計                | 26,275,914 | 11,668,056  | 4,412,092    | 2,183,060 |

第28期（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

|                   | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超      |
|-------------------|------------|-------------|--------------|-----------|
| 現金及び預金            | 22,261,065 | —           | —            | —         |
| 未収委託者報酬           | 4,489,181  | —           | —            | —         |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |             |              |           |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |             |              |           |
| 譲渡性預金             | 8,000,000  | —           | —            | —         |
| 投資信託              | —          | 4,150,204   | 2,167,462    | 2,151,428 |
| 長期性預金             | —          | 3,500,000   | —            | —         |
| 合計                | 34,750,246 | 7,650,204   | 2,167,462    | 2,151,428 |

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第27期（平成24年3月31日現在）

|                          | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額（千円）    |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式  | —                | —            | —         |
|                          | 債券  | —                | —            | —         |
|                          | その他 | 11,092,127       | 9,993,766    | 1,098,361 |
|                          | 小 計 | 11,092,127       | 9,993,766    | 1,098,361 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式  | —                | —            | —         |
|                          | 債券  | —                | —            | —         |
|                          | その他 | 3,325,285        | 3,446,474    | △121,188  |
|                          | 小 計 | 3,325,285        | 3,446,474    | △121,188  |
|                          | 合 計 | 14,417,413       | 13,440,240   | 977,173   |

第28期（平成25年3月31日現在）

|                          | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額（千円）    |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式  | —                | —            | —         |
|                          | 債券  | —                | —            | —         |
|                          | その他 | 12,625,086       | 10,181,990   | 2,443,096 |
|                          | 小 計 | 12,625,086       | 10,181,990   | 2,443,096 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式  | —                | —            | —         |
|                          | 債券  | —                | —            | —         |
|                          | その他 | 3,025,331        | 3,033,767    | △8,436    |
|                          | 小 計 | 3,025,331        | 3,033,767    | △8,436    |
|                          | 合 計 | 15,650,417       | 13,215,757   | 2,434,660 |

## 3. 売却したその他有価証券

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類  | 売却額（千円）   | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式  | 158,639   | —           | 64,792      |
| 債券  | —         | —           | —           |
| その他 | 3,036,630 | 150,103     | 88,484      |
| 合 計 | 3,195,269 | 150,103     | 153,276     |

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類  | 売却額（千円）   | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式  | —         | —           | —           |
| 債券  | —         | —           | —           |
| その他 | 7,033,368 | 334,775     | 32,155      |
| 合 計 | 7,033,368 | 334,775     | 32,155      |

（デリバティブ取引関係）  
重要な取引はありません。

（退職給付関係）

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。  
なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

#### 2.退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

|                       | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) | 第28期<br>(平成25年3月31日現在) |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| (1)退職給付債務             | △475,564               | △382,988               |
| (2)年金資産               | 198,994                | 143,462                |
| (3)未積立退職給付債務 (1)+(2)  | △276,569               | △239,525               |
| (4)未認識数理計算上の差異        | 156,666                | 119,749                |
| (5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4) | △119,902               | △119,776               |
| (6)退職給付引当金            | △119,902               | △119,776               |

#### 3.退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

|                   | 第27期<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) | 第28期<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) |
|-------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| (1)勤務費用           | 27,806                                | 26,748                                |
| (2)利息費用           | 8,420                                 | 7,087                                 |
| (3)期待運用収益         | △4,635                                | △2,984                                |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額 | 13,599                                | 27,653                                |
| (5)退職給付費用         | 45,191                                | 58,504                                |
| (6)その他            | 97,692                                | 104,146                               |
| (7)合計             | 142,883                               | 162,650                               |

（注）「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

#### 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法  
期間定額基準

(2) 割引率

| 第27期<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) | 第28期<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1.5%                                  | 1.5%                                  |

(3) 期待運用収益率

| 第27期<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) | 第28期<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1.5%                                  | 1.5%                                  |

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

（税効果会計関係）

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|        | 第27期<br>(平成24年3月31日現在) | 第28期<br>(平成25年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 |                        |                        |

|              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| 減損損失         | 557,868 千円 | 542,460 千円 |
| 投資有価証券評価損    | 362,665    | 226,404    |
| ゴルフ会員権評価損    | 8,505      | 8,505      |
| 未払事業税        | 109,608    | 140,336    |
| 賞与引当金        | 197,652    | 225,779    |
| 役員退職慰労引当金    | 17,725     | 23,202     |
| 退職給付引当金      | 42,783     | 45,495     |
| 減価償却超過額      | 19,890     | 10,083     |
| 委託者報酬        | 99,265     | 124,166    |
| 長期差入保証金      | 21,895     | 26,203     |
| 時効後支払損引当金    | 69,579     | 71,948     |
| その他          | 39,304     | 48,666     |
| 繰延税金資産 小計    | 1,546,744  | 1,493,253  |
| 評価性引当額       | △813,923   | △704,932   |
| 繰延税金資産 合計    | 732,821    | 788,320    |
| 繰延税金負債       |            |            |
| その他有価証券評価差額金 | △254,118   | △637,305   |
| 繰延税金負債 合計    | △254,118   | △637,305   |
| 繰延税金資産の純額    | 478,702    | 151,015    |

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）  
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、  
記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種<br>類   | 会社等の<br>名称       | 所在地                 | 資本金              | 事業の<br>内容   | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容                         | 取引金額             | 科目              | 期末残高            |
|----------|------------------|---------------------|------------------|-------------|----------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 親会<br>社  | 三菱UFJ<br>信託銀行(株) | 東 京 都<br>千 代 田<br>区 | 324,279<br>百万円   | 信託業、<br>銀行業 | 被所有<br>直接<br>50.0%         | 当社投資信託<br>の募集の取扱<br>及び投資信託<br>に係る事務代<br>行の委託等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 | 4,404,897<br>千円  | 未払手数料           | 285,119<br>千円   |
|          |                  |                     |                  |             |                            | 事務所の賃借                                        | 事務所賃借<br>料                    | 667,780<br>千円    | 長期差入保<br>証金     | 812,027<br>千円   |
|          |                  |                     |                  |             |                            | 投資の助言                                         | 投資助言料                         | 168,292<br>千円    | 未払費用            | 81,330<br>千円    |
|          |                  |                     |                  |             |                            | 株式の売却                                         |                               | 98,112<br>千円     |                 |                 |
| 主要<br>株主 | (株)三菱東京<br>UFJ銀行 | 東 京 都<br>千 代 田<br>区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業         | 被所有<br>直接<br>25.0%         | 当社投資信託<br>の募集の取扱<br>及び投資信託<br>に係る事務代<br>行の委託等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 | 6,371,303<br>千円  | 未払手数料           | 566,371<br>千円   |
|          |                  |                     |                  |             |                            | 取引銀行                                          | 譲渡性預金<br>の預入                  | 36,000,000<br>千円 | 有価証券            | 8,000,000<br>千円 |
|          |                  |                     |                  |             |                            |                                               | 譲渡性預金<br>に係る受取<br>利息          | 6,532<br>千円      | 未収収益            | 544<br>千円       |
|          |                  |                     |                  |             |                            | マルチコーラ<br>ブル預金の預<br>入                         | 7,000,000<br>千円               | 現金及び<br>預金       | 5,500,000<br>千円 |                 |
|          |                  |                     |                  |             |                            |                                               |                               |                  | 長期性預金           | 8,500,000<br>千円 |
|          |                  |                     |                  |             | マルチコーラ<br>ブル預金に係<br>る受取利息  | 24,415<br>千円                                  | 未収収益                          | 2,886<br>千円      |                 |                 |

## 第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類   | 会社等の名称           | 所在地             | 資本金              | 事業の内容       | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容                         | 取引金額             | 科目          | 期末残高             |
|------|------------------|-----------------|------------------|-------------|------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|------------------|-------------|------------------|
| 親会社  | 三菱UFJ<br>信託銀行(株) | 東京都<br>千代田<br>区 | 324,279<br>百万円   | 信託業、<br>銀行業 | 被所有<br>直接<br>50.0%     | 当社投資信託<br>の募集の取扱<br>及び投資信託<br>に係る事務代<br>行の委託等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 | 4,556,241<br>千円  | 未払手数料       | 324,725<br>千円    |
|      |                  |                 |                  |             |                        | 事務所の賃借                                        | 事務所賃借<br>料                    | 671,086<br>千円    | 長期差入保<br>証金 | 812,027<br>千円    |
|      |                  |                 |                  |             |                        | 投資の助言                                         | 投資助言料                         | 167,142<br>千円    | 未払費用        | 85,301<br>千円     |
| 主要株主 | (株)三菱東京<br>UFJ銀行 | 東京都<br>千代田<br>区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業         | 被所有<br>直接<br>25.0%     | 当社投資信託<br>の募集の取扱<br>及び投資信託<br>に係る事務代<br>行の委託等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 | 5,674,726<br>千円  | 未払手数料       | 602,382<br>千円    |
|      |                  |                 |                  |             |                        | 取引銀行                                          | 譲渡性預金<br>の預入                  | 30,000,000<br>千円 | 有価証券        | 8,000,000<br>千円  |
|      |                  |                 |                  |             |                        |                                               | 譲渡性預金<br>に係る受取<br>利息          | 5,170<br>千円      | 未収収益        | 717<br>千円        |
|      |                  |                 |                  |             |                        |                                               | マルチコーラ<br>ブル預金の預<br>入         | 5,500,000<br>千円  | 現金及び<br>預金  | 10,500,000<br>千円 |
|      |                  |                 |                  |             |                        |                                               |                               |                  | 長期性預金       | 3,500,000<br>千円  |
|      |                  |                 |                  |             |                        |                                               | マルチコーラ<br>ブル預金に係<br>る受取利息     | 24,246<br>千円     | 未収収益        | 2,301<br>千円      |

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等  
第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類          | 会社等の名称                         | 所在地             | 資本金           | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容                         | 取引金額            | 科目    | 期末残高          |
|-------------|--------------------------------|-----------------|---------------|-------|------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ<br>モルガン・<br>スタンレー<br>証券㈱ | 東京都<br>千代田<br>区 | 40,500<br>百万円 | 証券業   | なし                     | 当社投資信託<br>の募集の取扱<br>及び投資信託<br>に係る事務代<br>行の委託等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 | 3,914,481<br>千円 | 未払手数料 | 285,874<br>千円 |

## 第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類          | 会社等の名称                         | 所在地             | 資本金           | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容                         | 取引金額            | 科目    | 期末残高          |
|-------------|--------------------------------|-----------------|---------------|-------|------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ<br>モルガン・<br>スタンレー<br>証券㈱ | 東京都<br>千代田<br>区 | 40,500<br>百万円 | 証券業   | なし                     | 当社投資信託<br>の募集の取扱<br>及び投資信託<br>に係る事務代<br>行の委託等 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 | 3,513,173<br>千円 | 未払手数料 | 321,822<br>千円 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

## （１株当たり情報）

|              | 第27期<br>（自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日） | 第28期<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日） |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 379,935.23円                           | 411,339.33円                           |
| 1株当たり当期純利益金額 | 41,494.11円                            | 43,547.22円                            |

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 第27期<br>（自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日） | 第28期<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日） |
|--------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円）        | 5,149,336                             | 5,404,123                             |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）   | —                                     | —                                     |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 5,149,336                             | 5,404,123                             |
| 期中平均株式数（株）         | 124,098                               | 124,098                               |

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

| 第29期中間会計期間<br>(平成25年9月30日現在) |            |
|------------------------------|------------|
| (資産の部)                       |            |
| 流動資産                         |            |
| 現金及び預金                       | 23,548,500 |
| 有価証券                         | 6,562,983  |
| 前払費用                         | 236,694    |
| 未収入金                         | 335,237    |
| 未収委託者報酬                      | 4,948,498  |
| 未収収益                         | 56,552     |
| 繰延税金資産                       | 385,903    |
| 金銭の信託                        | 30,000     |
| その他                          | 57,563     |
| 流動資産合計                       | 36,161,935 |
| 固定資産                         |            |
| 有形固定資産                       |            |
| 建物                           | ※1 259,238 |
| 器具備品                         | ※1 174,123 |
| 土地                           | 1,205,031  |
| 有形固定資産合計                     | 1,638,393  |
| 無形固定資産                       |            |
| 電話加入権                        | 15,822     |
| ソフトウェア                       | 1,060,576  |
| ソフトウェア仮勘定                    | 242,958    |
| 無形固定資産合計                     | 1,319,357  |
| 投資その他の資産                     |            |
| 投資有価証券                       | 16,782,208 |
| 関係会社株式                       | 320,136    |
| 長期性預金                        | 2,000,000  |
| 長期差入保証金                      | 819,880    |
| 繰延税金資産                       | 49,612     |
| その他                          | 15,035     |
| 投資その他の資産合計                   | 19,986,873 |
| 固定資産合計                       | 22,944,625 |
| 資産合計                         | 59,106,560 |

(単位：千円)

| 第29期中間会計期間<br>(平成25年9月30日現在) |            |
|------------------------------|------------|
| (負債の部)                       |            |
| 流動負債                         |            |
| 預り金                          | 61,657     |
| 未払金                          |            |
| 未払収益分配金                      | 63,875     |
| 未払償還金                        | 946,113    |
| 未払手数料                        | 1,982,655  |
| その他未払金                       | 72,079     |
| 未払費用                         | 1,409,174  |
| 未払消費税等                       | ※2 176,997 |
| 未払法人税等                       | 1,913,828  |
| 賞与引当金                        | 534,891    |
| その他                          | 400,856    |
| 流動負債合計                       | 7,562,129  |
| 固定負債                         |            |
| 退職給付引当金                      | 246,154    |
| 役員退職慰労引当金                    | 53,775     |
| 時効後支払損引当金                    | 198,603    |
| 固定負債合計                       | 498,533    |
| 負債合計                         | 8,060,662  |
| (純資産の部)                      |            |
| 株主資本                         |            |
| 資本金                          | 2,000,131  |
| 資本剰余金                        |            |
| 資本準備金                        | 222,096    |
| 資本剰余金合計                      | 222,096    |
| 利益剰余金                        |            |
| 利益準備金                        | 342,589    |
| その他利益剰余金                     |            |
| 別途積立金                        | 6,998,000  |
| 繰越利益剰余金                      | 39,994,517 |
| 利益剰余金合計                      | 47,335,107 |
| 株主資本合計                       | 49,557,335 |
| 評価・換算差額等                     |            |
| その他有価証券                      | 1,488,562  |
| 評価差額金                        |            |
| 評価・換算差額等合計                   | 1,488,562  |
| 純資産合計                        | 51,045,897 |
| 負債純資産合計                      | 59,106,560 |

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

| 第29期中間会計期間<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成25年9月30日) |            |
|---------------------------------------------|------------|
| 営業収益                                        |            |
| 委託者報酬                                       | 26,575,676 |
| 投資顧問料                                       | 53,790     |
| その他営業収益                                     | 55,619     |
| 営業収益合計                                      | 26,685,086 |
| 営業費用                                        |            |
| 支払手数料                                       | 10,846,750 |
| 広告宣伝費                                       | 330,957    |
| 公告費                                         | 1,062      |
| 調査費                                         |            |
| 調査費                                         | 486,652    |
| 委託調査費                                       | 5,888,736  |
| 事務委託費                                       | 116,669    |
| 営業雑経費                                       |            |
| 通信費                                         | 46,024     |
| 印刷費                                         | 243,552    |
| 協会費                                         | 20,030     |
| 諸会費                                         | 4,256      |
| 事務機器関連費                                     | 509,881    |
| その他営業雑経費                                    | 4,944      |
| 営業費用合計                                      | 18,499,516 |
| 一般管理費                                       |            |
| 給料                                          |            |
| 役員報酬                                        | 103,937    |
| 給料・手当                                       | 1,649,702  |
| 賞与引当金繰入                                     | 534,891    |
| 福利厚生費                                       | 294,158    |
| 交際費                                         | 10,544     |
| 旅費交通費                                       | 75,335     |
| 租税公課                                        | 62,774     |
| 不動産賃借料                                      | 349,810    |
| 退職給付費用                                      | 192,772    |
| 役員退職慰労引当金繰入                                 | 11,027     |
| 固定資産減価償却費                                   | ※1 214,015 |
| 諸経費                                         | 136,511    |
| 一般管理費合計                                     | 3,635,481  |
| 営業利益                                        | 4,550,087  |

(単位：千円)

| 第29期中間会計期間<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成25年9月30日) |           |
|---------------------------------------------|-----------|
| 営業外収益                                       |           |
| 受取配当金                                       | 150,506   |
| 有価証券利息                                      | 2,185     |
| 受取利息                                        | 10,693    |
| 投資有価証券償還益                                   | 1,862     |
| 収益分配金等時効完成分                                 | 54,825    |
| その他                                         | 1,293     |
| 営業外収益合計                                     | 221,366   |
| 営業外費用                                       |           |
| その他                                         | 4,535     |
| 営業外費用合計                                     | 4,535     |
| 経常利益                                        | 4,766,918 |
| 特別利益                                        |           |
| 投資有価証券売却益                                   | 177,223   |
| 特別利益合計                                      | 177,223   |
| 特別損失                                        |           |
| 投資有価証券売却損                                   | 34,236    |
| 固定資産除却損                                     | 462       |
| 特別損失合計                                      | 34,698    |
| 税引前中間純利益                                    | 4,909,443 |
| 法人税、住民税及び事業税                                | 1,913,166 |
| 法人税等調整額                                     | △17,360   |
| 法人税等合計                                      | 1,895,805 |
| 中間純利益                                       | 3,013,637 |

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| 第29期中間会計期間<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成25年9月30日) |            |
|---------------------------------------------|------------|
| 株主資本                                        |            |
| 資本金                                         |            |
| 当期首残高                                       | 2,000,131  |
| 当中間期変動額                                     |            |
| 当中間期変動額合計                                   | —          |
| 当中間期末残高                                     | 2,000,131  |
| 資本剰余金                                       |            |
| 資本準備金                                       |            |
| 当期首残高                                       | 222,096    |
| 当中間期変動額                                     |            |
| 当中間期変動額合計                                   | —          |
| 当中間期末残高                                     | 222,096    |
| 資本剰余金合計                                     |            |
| 当期首残高                                       | 222,096    |
| 当中間期変動額                                     |            |
| 当中間期変動額合計                                   | —          |
| 当中間期末残高                                     | 222,096    |
| 利益剰余金                                       |            |
| 利益準備金                                       |            |
| 当期首残高                                       | 342,589    |
| 当中間期変動額                                     |            |
| 当中間期変動額合計                                   | —          |
| 当中間期末残高                                     | 342,589    |
| その他利益剰余金                                    |            |
| 別途積立金                                       |            |
| 当期首残高                                       | 6,998,000  |
| 当中間期変動額                                     |            |
| 当中間期変動額合計                                   | —          |
| 当中間期末残高                                     | 6,998,000  |
| 繰越利益剰余金                                     |            |
| 当期首残高                                       | 39,686,216 |
| 当中間期変動額                                     |            |
| 剰余金の配当                                      | △2,705,336 |
| 中間純利益                                       | 3,013,637  |
| 当中間期変動額合計                                   | 308,301    |
| 当中間期末残高                                     | 39,994,517 |
| 利益剰余金合計                                     |            |
| 当期首残高                                       | 47,026,806 |
| 当中間期変動額                                     |            |
| 剰余金の配当                                      | △2,705,336 |
| 中間純利益                                       | 3,013,637  |
| 当中間期変動額合計                                   | 308,301    |
| 当中間期末残高                                     | 47,335,107 |
| 株主資本合計                                      |            |
| 当期首残高                                       | 49,249,033 |
| 当中間期変動額                                     |            |
| 剰余金の配当                                      | △2,705,336 |
| 中間純利益                                       | 3,013,637  |
| 当中間期変動額合計                                   | 308,301    |
| 当中間期末残高                                     | 49,557,335 |
| 評価・換算差額等                                    |            |
| その他有価証券評価差額金                                |            |
| 当期首残高                                       | 1,797,355  |

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 当中間期変動額               |            |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △308,792   |
| 当中間期変動額合計             | △308,792   |
| 当中間期末残高               | 1,488,562  |
| 評価・換算差額等合計            |            |
| 当期首残高                 | 1,797,355  |
| 当中間期変動額               |            |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △308,792   |
| 当中間期変動額合計             | △308,792   |
| 当中間期末残高               | 1,488,562  |
| 純資産合計                 |            |
| 当期首残高                 | 51,046,388 |
| 当中間期変動額               |            |
| 剰余金の配当                | △2,705,336 |
| 中間純利益                 | 3,013,637  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △308,792   |
| 当中間期変動額合計             | △490       |
| 当中間期末残高               | 51,045,897 |

**[重要な会計方針]****1. 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 子会社株式及び関連会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

**(2) その他有価証券**

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

**2. 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産**

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

**(2) 無形固定資産**

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

**3. 引当金の計上基準****(1) 賞与引当金**

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(2) 退職給付引当金**

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

(会計上の見積もりの変更)

数理計算上の差異は、従来、発生年度の従業員の平均支払期間内の一定の年数（8年）により費用処理しておりましたが、当中間会計期間において、平均支払期間が8年を下回ったことから、数理計算上の差異を一括費用処理する方法に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ108百万円減少しております。

**(3) 役員退職慰労引当金**

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

**(4) 時効後支払損引当金**

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

**4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## [注記事項]

## (中間貸借対照表関係)

## ※1 有形固定資産の減価償却累計額

| 第29期中間会計期間<br>(平成25年9月30日現在) |           |
|------------------------------|-----------|
| 建物                           | 245,895千円 |
| 器具備品                         | 349,802千円 |

## ※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

## ※1 減価償却実施額

| 第29期中間会計期間<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成25年9月30日) |           |
|---------------------------------------------|-----------|
| 有形固定資産                                      | 39,230千円  |
| 無形固定資産                                      | 174,785千円 |

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当中間会計期間<br>増加株式数 (株) | 当中間会計期間<br>減少株式数 (株) | 当中間会計期間末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                    |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 124,098            | —                    | —                    | 124,098             |
| 合計    | 124,098            | —                    | —                    | 124,098             |

## 2. 配当に関する事項

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額   | 2,705,336千円 |
| ② 配当の原資    | 利益剰余金       |
| ③ 1株当たり配当額 | 21,800円     |
| ④ 基準日      | 平成25年3月31日  |
| ⑤ 効力発生日    | 平成25年6月25日  |

## （金融商品関係）

## 第29期中間会計期間（平成25年9月30日現在）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

|             | 中間貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円） |
|-------------|--------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金  | 23,548,500         | 23,548,500 | —      |
| (2) 有価証券    | 6,562,983          | 6,562,983  | —      |
| (3) 未収委託者報酬 | 4,948,498          | 4,948,498  | —      |
| (4) 長期性預金   | 2,000,000          | 2,000,898  | 898    |
| (5) 投資有価証券  | 16,743,308         | 16,743,308 | —      |
| 資産計         | 53,803,291         | 53,804,190 | 898    |
| (1) 未払手数料   | 1,982,655          | 1,982,655  | —      |
| (2) 未払法人税等  | 1,913,828          | 1,913,828  | —      |
| 負債計         | 3,896,483          | 3,896,483  | —      |

## （注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

## (1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託は基準価額によっております。

## (4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

## (5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

## (1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第29期中間会計期間（平成25年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

|                                | 種類  | 中間貸借対照表<br>計上額（千円） | 取得原価<br>（千円） | 差額（千円）    |
|--------------------------------|-----|--------------------|--------------|-----------|
| 中間貸借対照表計<br>上額が取得原価を<br>超えるもの  | 株式  | —                  | —            | —         |
|                                | 債券  | —                  | —            | —         |
|                                | その他 | 11,667,373         | 9,779,767    | 1,887,605 |
|                                | 小 計 | 11,667,373         | 9,779,767    | 1,887,605 |
| 中間貸借対照表計<br>上額が取得原価を<br>超えないもの | 株式  | —                  | —            | —         |
|                                | 債券  | —                  | —            | —         |
|                                | その他 | 5,638,918          | 5,667,796    | △28,877   |
|                                | 小 計 | 5,638,918          | 5,667,796    | △28,877   |
| 合 計                            |     | 17,306,292         | 15,447,564   | 1,858,727 |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第29期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第29期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                      | 第29期中間会計期間<br>(平成25年9月30日現在) |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 1株当たり純資産額                            | 411,335.37円                  |
| (算定上の基礎)                             |                              |
| 純資産の部の合計額（千円）                        | 51,045,897                   |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）                 | 51,045,897                   |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた<br>中間期末の普通株式の数（株） | 124,098                      |

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 第29期中間会計期間<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成25年9月30日) |
|--------------------|---------------------------------------------|
| 1株当たり中間純利益金額       | 24,284.33円                                  |
| (算定上の基礎)           |                                             |
| 中間純利益金額（千円）        | 3,013,637                                   |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）   | —                                           |
| 普通株式に係る中間純利益金額（千円） | 3,013,637                                   |
| 普通株式の期中平均株式数（株）    | 124,098                                     |

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- ①定款の変更等  
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項  
該当事項はありません。

## 第２【その他の関係法人の概況】

### １【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### （１）受託会社

- ①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社  
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（平成25年３月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### （２）販売会社

| ①名称                   | ②資本金の額<br>（平成25年３月末現在） | ③事業の内容                        |
|-----------------------|------------------------|-------------------------------|
| 今村証券株式会社              | 500 百万円                | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 常陽証券株式会社              | 3,000 百万円              | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社   | 8,000 百万円              | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 百万円             | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

### ２【関係業務の概要】

- （１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### ３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成25年11月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

### 第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 平成25年8月12日 | 臨時報告書                 |
| 平成25年7月30日 | 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書 |
| 平成25年5月10日 | 臨時報告書                 |

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月4日

### 三菱UFJ投信株式会社 取締役会御中

#### あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 印  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成25年5月1日から平成25年10月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成25年10月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成25年6月24日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 長島 拓也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 樋口 誠之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山田 信之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)